



第2章 施策展開

1 総論

2 各論

1. 総論

基本構想では、21世紀の新時代に新たなる町を形成し、豊かな自然・歴史・文化・産業そして人を礎に郷土の未来を描くための琴浦町の将来像「自然と歴史が調和した心豊かなふるさと未来」を目指すまちづくりのための3つの基本理念「自然と調和した住みよい環境のまち（生活環境）」「希望に満ち健やかに笑顔広がるまち（人のこころ）」「誇り高くみんなでつくる共生のまち（地域社会連携）」と5つの基本施策を定めています。基本計画の施策展開においては、その基本施策に基づく主要施策や、主要施策に基づく主要事業、具体的方策を次のように定めます。

「主要施策」は、基本施策において、どのような分野の施策が必要か、表わしたものです。

「主要事業」は、主要施策の達成に向けて、何をすべきかを定めたものです。

「具体的方策」は、主要事業の具体的な方向を定めたものです。

基本施策 1 : 『未来をひらく地域産業のまちづくり』

主要施策 1 : 農林水産業の振興		
主要事業		具体的方策
1-1	畜産果樹野菜振興対策事業	全国有数の特産化を目指して畜産・果樹・野菜生産振興対策を推進します。
1-2	農林業基盤整備事業	農地集積、かんがい排水、森林保育、林道開設、施設整備などにより地域農林業生産基盤を整えます。また、遊休荒廃農地対策を推進します。
1-3	「地産地消」強化促進事業	都市との交流を検討するほか、「道の駅」の有効活用、野菜・果樹・畜産・水産物の販売及び付加価値加工品の流通販売促進を図ります。
1-4	担い手育成対策事業	町の主幹産業である農業の担い手を育成し、農業振興を図ります。
1-5	特産品研究プロジェクト事業	関係機関等によるプロジェクトを組織して、高付加価値特産品の開発・生産・販売体制について研究を行います。
1-6	沿岸漁業整備促進事業	漁業担い手育成に取り組むとともに、漁業生産活動や水産物流通の拠点基地となるよう港湾周辺の整備を図ります。
1-7	有機栽培の里づくり推進事業	低農薬・低化学肥料栽培を推進し、有機栽培及びバイオマス研究実用化に取り組み、環境にやさしい安全・安心な農業生産の展開を図ります。
主要施策 2 : 商工業の振興		

主 要 事 業		具 体 的 方 策
2-1	企業体質強化、販売流通拠点の形成事業	地元産品加工食品製造業をはじめ、町内事業所に対し融資による支援策を充実し起業にかかる支援を図り、経営基盤の強化、既存企業の体質強化を図るとともに、道の駅・駅前商店街などショッピングゾーンを核とした商業地域基盤確立のための支援活動を展開します。また、商工会等の組織の強化を図ります。

主要施策 3：観光振興対策

主 要 事 業		具 体 的 方 策
3-1	道の駅管理運営事業	道路利用者のための休憩機能、道路利用者や地域の方々の情報発信機能を併せ持つ休憩施設である道の駅の管理運営を行います。
3-2	観光情報発信事業	観光案内システムの充実を図るとともに、「観る」「食べる」「楽しむ」「憩う」空間（周遊ルート）を広域的な連携を図りながらイベント開催や体験観光を組み込んだ観光情報を発信します。
3-3	景観まちなみ整備事業	先人たちの知恵と努力により培われた歴史や文化などの地域固有の資源を守り、活用しながら次世代へ継承するため、住民と協働して魅力ある景観まちなみを整備します。

主要施策 4：雇用対策

主 要 事 業		具 体 的 方 策
4-1	後継者育成支援事業	担い手を育成するため町内産業の就業体験（インターシップ）を推進します。また、若者に魅力ある企業の誘致やそのための定住を促す住宅環境の整備を推進します。

基本施策 2：『自然と共に生きる環境のまちづくり』

主要施策 1：道路の整備

主 要 事 業		具 体 的 方 策
1-1	主要幹線道路整備事業	一般国道9号東伯・中山道路の整備をはじめ、アクセス道路、新庁舎、公共機関等主要施設をネットする幹線道路を整備し、地域の産業・観光・文化の振興を図ります。

主要施策 2：公共交通対策

主 要 事 業		具 体 的 方 策
---------	--	-----------

2-1	公共交通利用促進	地域の住民サービスの提供を図るため、ＪＲおよび路線バスの効率的な運行を促進します。
主要施策 3 : 市街地（町並み）の整備		
主 要 事 業		具 体 的 方 策
3-1	市街地計画整備事業	ＪＲ駅周辺等、都市計画街路の整備、区画整理及び庁舎周辺景観等美しい町並みゾーン整備を進めます。
主要施策 4 : 地域情報化対策		
主 要 事 業		具 体 的 方 策
4-1	高度情報通信網整備事業	高度情報化時代に即した地域情報ネットワークシステムを整備し、産業振興や情報基盤に基づいた生活形成を行っていきます。ケーブルテレビを活用したデジタル放送受信設備の整備を進めます。そしてＩＴ講習会・ＩＴ教室の開催を広く行っていきます。
主要施策 5 : 住宅・住環境の整備		
主 要 事 業		具 体 的 方 策
5-1	住宅施設整備事業	公営住宅整備・分譲宅地造成整備により若者の定住を図り、人が賑わうまちづくりを進めます。空き家の活用など県外からの転入者に対し、住宅支援を行っていきます。
5-2	伝統的住宅保存	地域文化を築いてきた伝統的住宅の保存を行います。
主要施策 6 : 公園・緑地の整備		
主 要 事 業		具 体 的 方 策
6-1	市街地公園整備事業	市街地にある小公園などの安全性と潤いのある緑地空間に配慮した公園整備を進めます。
6-2	環境保全促進事業	河川・海岸線の環境美化や保全に取り組むボランティア活動など住民の自主的活動を啓発していきます。
主要施策 7 : 上水道・下水道の整備		
主 要 事 業		具 体 的 方 策
7-1	上水道整備事業	安全で安心して飲める水の安定供給を図る水道施設整備、水源確保に取り組みます。
7-2	下水道整備促進事業	美しい自然環境と快適な居住環境を確保するために、下水道施設整備を促進します。
主要施策 8 : 環境衛生とリサイクル対策の充実		

主 要 事 業		具 体 的 方 策
8-1	環境衛生促進事業	リサイクルや分別収集の促進によりごみの減量化を進めます。快適な生活環境を維持していくために不法投棄の防止に取り組み、環境保全の啓発活動を展開します。
主要施策 9 : 防災・消防・救急・国民保護体制の充実		
主 要 事 業		具 体 的 方 策
9-1	防災・消防・救急対策推進事業	消防施設・設備の整備を行い、消防及び救急体制の充実に図ります。防災行政無線の整備を行い防災機能の強化とともに、地域における防災意識の啓発を図ります。
主要施策 10 : 交通安全・防犯体制の充実		
主 要 事 業		具 体 的 方 策
10-1	交通安全施設の整備、交通安全の啓発	交通事故を防止するため、交通安全施設の整備と交通安全の啓発を行います。
10-2	防犯安全活動の促進	地域ぐるみでの暴力追放運動や青少年の非行防止活動を促進します。
主要施策 11 : 自然・歴史的環境の保全		
主 要 事 業		具 体 的 方 策
11-1	自然景観保全事業	恵まれた自然環境を保全するため、自然景観や歴史的史跡と共生できる地域環境を創出します。
主要施策 12 : 治山・治水・海岸保全と港湾・海岸整備		
主 要 事 業		具 体 的 方 策
12-1	山林等荒廃防止対策事業	山林の植生対策により水源涵養機能を充実し、荒廃防止を図ります。
12-2	水害・土砂災害防止対策事業	2級河川、準用河川の護岸等改修整備を行い、水害防止を図ります。予防治山、砂防整備事業に取り組み土砂災害の防止を図ります。
12-3	急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊防止区域の整備を行い、安全な生活環境を創出します。
12-4	港湾・海岸整備事業	水産物等の物流拠点として、港湾機能の充実及び町民の生命財産を守るため、海岸侵食と高波による浸水防止対策を行い、海岸の保全に努めます。
主要施策 13 : 地球温暖化対策の推進		
主 要 事 業		具 体 的 方 策

13-1	自然との共生事業	地球温暖化の原因とされる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑制するため、再生可能な自然エネルギーの実用化に向けた取り組みを進めるとともに、資源循環型社会の形成を図り、人と自然が共生できる良好な環境の創出を推進します。
主要施策 14 : 国土調査事業の推進		
主 要 事 業		具 体 的 方 策
14-1	地籍調査事業	一筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成する事業を推進します。

基本施策 3 : 『健やかで思いやりのあるまちづくり』

～ 1) 保健、医療、福祉の充実 ～

主要施策 1 : 保健・医療の充実		
主 要 事 業		具 体 的 方 策
1-1	地域医療体制の充実	鳥取県、消防署、医療機関等との連携・協力を図り、救急処置・移送体制の整備・充実並びに休日・夜間の医療体制の充実に取り組みます。町内医療機関と連携し、日頃の健康管理のため、かかりつけ医の奨励と在宅医療体制の充実を図ります。
1-2	健康づくりと予防保健事業	各種健康診査への受診促進や相談・指導体制の充実を図るなど町民の健康づくりに努めます。また、温水プールやトレーニング施設などを備えた健康増進施設を整備し、運動習慣の一層の推進を図ります。
1-3	母子保健の充実	妊婦・乳幼児健康診査や育児相談、訪問指導等各種保健指導を実施し、子育てに対する知識や技術を提供し、育児不安の軽減に努めます。また、幼児虐待や発達障害のある子ども等に対する支援の充実を図るため、医療機関、児童相談所、中部療育園、保育園、幼稚園、学校、地域との連携を強化します。
1-4	医療費の助成	身体に障害のある人、その他特に医療費の助成を必要とする者の健康の保持及び生活の安定を図るため、医療費の自己負担について助成します。
主要施策 2 : 地域福祉の充実		

主 要 事 業		具 体 的 方 策
2-1	地域ボランティア支援	福祉学習の充実やボランティア組織の整備、リーダーの育成などボランティア活動を支援していきます。ボランティアセンターの整備・充実を図り、ボランティアシステムづくりを推進します。
2-2	地域支え合い事業	社会福祉協議会や民生委員等との連携を図り、地域福祉ネットワークを推進し、地域福祉活動の充実を図ります。
主要施策 3 : 高齢者の生きがい対策、福祉の充実		
主 要 事 業		具 体 的 方 策
3-1	高齢者の社会参加の推進	伝統文化・技能の伝承などを通して、子ども達等との世代間交流を推進します。老人クラブ、スポーツや趣味の活動、シルバー人材センターなど高齢者の自主的活動を支援します。
3-2	元気高齢者の支援	高齢者の健康づくりや趣味の活動などの生きがい教室の開催、生きがい就労推進等、生涯現役のまちづくりを進めます。
3-3	在宅福祉の充実	認知症予防対策やリハビリテーションなど生活支援事業を総合的に実施し、高齢者の在宅支援に努めます。地域包括支援センターは、居宅介護支援事業所や介護支援専門員との連絡調整を図り、介護体制の推進に努めます。
主要施策 4 : 児童福祉・子育て支援対策の充実		
主 要 事 業		具 体 的 方 策
4-1	子育て支援の充実	子育て支援センターを整備・充実し、地域子育て仲間づくりや一時預かり制度の拡充など子育て支援活動の充実に努めます。育児休業の取得促進施策、子育てヘルパー派遣事業などの充実に努めます。
4-2	保育事業の推進	保育時間の延長など多様なニーズに対応した保育サービスや放課後児童クラブの充実、保育料の軽減等に努めます。
主要施策 5 : 障害者（児）福祉の充実		
主 要 事 業		具 体 的 方 策
5-1	障害者在宅福祉の推進	障害者自立支援法に基づくホームヘルプ等の障害福祉サービスの充実とともに、相談支援等の地域生活支援事業の拡充に努め、障害のある人が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。 また、スポーツや文化活動への参加を促進するなど、障

		害のある人の社会参加を推進します。
5-2	バリアフリーのまちづくり	公共施設のバリアフリー化の推進など障害のある人や高齢者等にやさしいまちづくりに努めます。障害のある人に対する理解を深めるため、広報・啓発活動を実施し心のバリアフリーを進めます。
主要施策 6 : 母子・父子福祉の充実		
主 要 事 業		具 体 的 方 策
6-1	母子・父子家庭への支援	母子・父子家庭の生活の安定と向上を図るとともに、児童が心身ともに健やかに成長されるよう必要な諸条件を整え、支援する施策を推進します。

～ 2) 人権意識の高揚 ～

主要施策 7 : 人権意識の高揚		
主 要 事 業		具 体 的 方 策
7-1	人権尊重のまちづくり	「あらゆる差別をなくする総合計画」を策定し、部落差別をはじめ、子どもや女性、高齢者、障害のある人、在住外国人などあらゆる人権を尊重するまちづくりを総合的に進めます。
7-2	人権・同和教育の推進	同和教育や人権教育に関する講演会や研修会、地域懇談会、町民集会等を開催し意識啓発を図るとともに、各団体や組織活動の支援、連携による啓発活動の充実に努めます。
7-3	人権・同和対策事業の推進	文化センターの整備及び隣保館事業の充実、生活相談員設置、人権教育推進員の設置、進学奨励金給付事業等各種制度の実施など同和対策事業を総合的に推進します。

基本施策 4 : 『誇り高く心豊かな人を育むまちづくり』

主要施策 1 : 幼児教育の充実	
主 要 事 業	具 体 的 方 策

1-1	幼児教育の推進啓発	家庭、地域での子育ての支援を行うため、学習会等の開催、育児相談、子育てボランティアの育成を行い、幼児教育の推進啓発を図るとともに、将来的には保幼一元化を目指して、幼稚園方式等を含めて検討を行います。
1-2	交流連携	地域社会において、家庭、保育園、幼稚園、小学校が連携を図り、交流を行い、地域に根ざした幼児教育の振興を図ります。
1-3	教育環境の整備	幼児一人ひとりの健やかな発達を促していくための環境の整備を行います。

主要施策 2 : 学校教育の充実

主 要 事 業		具 体 的 方 策
2-1	教育環境の整備	教育施設、環境の整備充実を行い、学力向上を図るとともに、情報教育、国際理解教育や地域社会とふれあいを深める教育の推進を行います。
2-2	基礎学力向上の推進	児童・生徒の学力の実態を把握し学力の向上を図るため、指導主事等の配置を行うとともに、学校、家庭、地域が連携をとり支援対策を講じます。
2-3	人権・同和教育の推進啓発	学校教育における人権・同和教育に関する学習活動を総合的に推進します。
2-4	教育相談	心の教育相談員の配置を行うなど、いじめ、不登校等様々な悩みをかかえる児童、生徒や保護者、教師に助言・支援を行うカウンセリング体制の整備を図ります。
2-5	体験交流	地域、歴史・文化とふれあい、地域に根ざした教育文化を推進し、開かれた学校づくりを目指します。

主要施策 3 : 生涯学習の充実

主 要 事 業		具 体 的 方 策
3-1	生涯学習の推進啓発	学習機会、情報の提供を行い、自己啓発活動の推進を図り、生涯学習の総合的な展開を図るとともに、団体、指導者、ボランティアの育成を行います。 また、女性が個性と能力をもって自己実現を目指し、積極的に社会参加ができるように学習機会を充実します。
3-2	青少年健全育成の推進啓発	家庭、学校、地域、行政が連携をとり、青少年を非行から守るための推進啓発活動を行い、子ども達が心身ともに健やかに暮らせるまちづくりを目指します。
3-3	公民館活動の促進	地域づくりの拠点として、公民館事業の充実を図り、地域に根ざした生涯学習の推進を行います。

3-4	図書館活動の促進	図書館の施設整備の充実を行い、本に慣れ親しむ機会を提供するとともに、小・中学校と連携をとり読書活動の推進を図ります。
主要施策 4 : 人権・同和教育の充実		
主 要 事 業		具 体 的 方 策
4-1	人権・同和教育の推進	学校・社会教育における人権・同和教育に関する学習活動を推進するため、推進員の各種研修会への派遣を行い資質の向上を図るとともに、地域と連携をとり総合的な人権・同和教育の推進を図ります。
4-2	人権・同和教育の啓発	家庭、保育園、幼稚園、学校、地域社会、職場等あらゆる場や機会を通し講演会の開催等を行い、一貫した人権・同和教育啓発活動を総合的に推進し、意識啓発を図ります。
4-3	人権・同和対策	同和問題の正しい理解と認識を深め、町民の意識の高揚を図り、同和問題をはじめとするあらゆる差別問題の速やかな解決を図ります。
主要施策 5 : 地域文化の振興		
主 要 事 業		具 体 的 方 策
5-1	文化財の保存継承	史跡の周辺調査を行い、国・県・町指定の有形・無形文化財等の保護、保存を行い、地域の文化遺産を後世に伝えます。
5-2	地域文化の振興	地域文化に親しむ機会、場所、情報の提供をはじめ文化活動のネットワークづくりを進め、地域の文化財・伝統行事を広くPRを行い、活用を図ります。
主要施策 6 : スポーツ・レクリエーションの振興		
主 要 事 業		具 体 的 方 策
6-1	社会体育施設の整備	社会体育施設の整備を行うとともに、既存施設の有効利用を図り、スポーツに親しむ地域のコミュニケーションの場としての充実を図ります。
6-2	スポーツ・レクリエーションの推進啓発	各種大会、教室、講習会を開催し、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会を提供するとともに、学校及び社会体育施設を開放し地域住民の健康増進を図ります。
6-3	スポーツクラブの育成	指導者、各種団体の育成を行い、地域のスポーツ活動を活性化し、スポーツ少年団等の各種スポーツクラブの育成を図ります。

基本施策 5 : 『住民が自らつくる活力あるまちづくり』

主要施策 1 : 住民参画・地域活動の推進		
主要事業		具体的方策
1-1	住民参画条例の制定	町民と行政が協働して取り組むまちづくりを進めるため、行政運営への住民参画について定めた住民参画条例を制定し、住民の取り組みを示した活動指針を策定します。
1-2	地域づくり活動支援事業	地域の活性化に向けた住民主体の活動を推進するため、地域づくり団体やNPO等の育成を行うほか、各種団体等の自発的な取り組みを支援する制度を創設します。
1-3	情報公開推進事業	情報公開を積極的に推進するため、各種計画案の内容を事前に住民に周知するとともに、主な事務事業の経費等を住民にわかりやすく公開します。
1-4	意見・提言対応窓口の設置	「提案箱」等に寄せられた町民の意見・提言に、迅速に対応するための窓口を設置し、意見・提言の取りまとめ及び調整などの体制づくりを行います。
主要施策 2 : 男女共同参画社会の推進		
主要事業		具体的方策
2-1	男女共同参画推進計画の策定	社会のあらゆる分野において、対等に活動し責任を分かち合う男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画推進計画を策定します。
2-2	男女共同参画リーダー育成事業	性別に関わりなく住民が地域社会に参加できる環境を整備するため、リーダーを育成するための研修会の開催や審議会等への女性の積極的な登用を行います。
2-3	男女共同参画啓発事業	男女のあり方の問題について考え、一人ひとりが自己変革をし、人として自立できるような社会を作るため、福祉分野・教育分野と連携し、町民を対象とした講演会や様々な技能を習得するための研修会を開催します。
主要施策 3 : 国際・国内交流の推進		
主要事業		具体的方策
3-1	国際交流推進事業	国際交流を推進するため、国際交流員を設置し、外国語指導助手の招致、児童、生徒の海外への研修派遣を行います。

3-2	ふるさと交流事業	国内の他の自治体や各種団体、県外在住の町出身者との交流を活性化するため、ゆかりのある自治体と交流を進めるとともに、各種団体との意見交換会や町出身者に対する情報の収集・提供を行います。
主要施策 4 : 行財政運営の効率化		
主 要 事 業		具 体 的 方 策
4-1	専門的組織・人材の設置	地方分権の時代に対応した新たな施策に積極的に取り組むため、環境問題や情報化に対応するための専任組織や福祉分野等の専門職員を配置します。
4-2	電子ネットワーク化推進事業	行政手続きの電子ネットワーク化を推進し、公共施設の利用や各種申請の手続きの情報通信技術の活用に向けて取り組みます。
4-3	行財政運営適正化事業	行財政の適正な運営を図るため、行政評価制度の導入に向けて検討を行い、バランスシートを作成・公開するとともに、資金調達多様化の方法として町民債の発行を検討します。
4-4	新庁舎の建設	事務能率と行政サービスの向上を図るため、OA化に対応した新町のシンボルにふさわしい近代的・合理的で耐震性を持った災害時の拠点ともなりうる庁舎を建設します。また、庁舎建設に当たっては、将来展望に立った総合的な整備計画を策定します。

以上の目標達成に向けた施策展開を次に示します。